

# 福山祭委員会 協賛事業規程

[1996年(平成8年)1月29日 制定]  
[2007年(平成19年)11月2日 一部改定]  
[2014年(平成26年)1月23日 一部改訂]  
[2021年(令和3年)2月26日 一部改訂]  
[2023年(令和5年)5月8日 一部改訂]

## 1 趣 旨

この規程は、福山ばら祭及び福山夏まつりの趣旨に賛同し、その目的に沿って実施する事業に対し、福山祭委員会の協賛事業として承認するための基準を定めるものである。

## 2 主 催 団 体

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) つぎの要件を満たす団体
  - ①存在が明確で、かつ運営が適切であること。
  - ②原則として事務所が市内にあること。
  - ③役員、会員等団体の構成員が明確で、責任の所在が明確であること。
  - ④特定の宗教団体又は政治団体に関係がないこと。

## 3 事 業 内 容

つぎに挙げる(1)～(9)の要件を満たしていること。又は(10)の要件を満たすものであること。

- (1) 事業の目的が市民レクリエーションの普及を図り、観光宣伝並びに商工振興に寄与するものであること。
- (2) おおむね全市的規模の事業であり、主催団体の構成員だけでなく、不特定多数の者が参加するものであること。
- (3) 事業の実施にあたっては、事故・災害防止対策及び公衆衛生対策等に十分な措置がとられていること。
- (4) 人権が侵害される恐れがないこと。
- (5) 特定の宗教又は政治団体の利害に関するものでないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利害になると認められないこと。
- (8) 福山ばら祭及び福山夏まつりの名義で協賛金の募集をしないこと。
- (9) 福山祭委員会会長もしくは企画実行委員会正副委員長会において適当と認めたもの。

## 4 協賛事業の実施期間

原則として福山祭委員会の定める祭の開催期間

## 5 協賛事業の名称

事業を実施する際に、つぎの名称の使用を認める。

「福山ばら祭協賛」又は「福山夏まつり協賛」

6 協賛内容

協賛事業主催者団体は祭委員会事業の広報宣伝に積極的に努める。

7 申請の手続き

協賛を希望する機関・団体等は、指定の用紙に必要事項を記入のうえ実施要項等を添付し、祭委員会会長に申請書を提出する。

8 その他

祭委員会は、協賛事業承認以前に名称が使用されたときは、その取り消しを求めるとともに、無条件にその承認を拒否することができる。